

## 7. 認知症対策の推進について

### (1) 認知症対策の総合的な推進について

#### 1) 認知症地域医療支援事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：79,118千円

(1自治体当たり補助額 1,295千円程度)

(国1/2、県市1/2)

#### ア かかりつけ医認知症対応力向上研修

地域における認知症の早期発見・対応システムの充実を図るため、高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対して、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聞く姿勢を習得させることを目的に研修を実施することとしている。本研修は、適切な研修実施体制を有する関係団体・機関等に委託することも可能である。

研修内容は、下記を想定しているが、研修の実施に当たっては、認知症サポート医養成研修修了者を中心とし、都道府県・指定都市医師会及び各郡市医師会との密接な連携について配意願いたい。

#### 〔研修プログラム案〕

##### I 「基礎知識」編

- ・地域で認知症を支えるためのかかりつけ医の役割
- ・認知症高齢者の実態
- ・認知症の初期徴候 など

##### II 「診断」編

- ・アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症の診断
- ・認知症と間違えられやすい症状・状態
- ・神経学的所見の具体的な見方 など

Ⅲ 「治療とケア」編

- ・ 家族への治療効果の説明
- ・ インフォームドコンセントについて
- ・ 患者・家族に対する病気の説明のプロセス など

Ⅳ 「連携」編

- ・ 認知症を取り巻く環境
- ・ 地域で利用可能な制度等の社会資源について
- ・ 権利擁護 など

研修時間：90分×4編 計360分（6時間）

イ 認知症サポート医養成研修事業及び普及啓発事業

本研修事業については、本年度より国立長寿医療センター（愛知県大府市）において実施し、90名が修了している（次頁、受講状況参照）。

平成18年度は、国立長寿医療センターにおいて2回実施するほか、受講者の利便性に配慮し、札幌市・東京・福岡市において各1回ずつ、計5回実施する予定としている。研修受講の募集要項については、追って国立長寿医療センターよりお知らせすることとしているので、受講者の派遣をお願いしたい。

〔参考〕平成18年度 認知症サポート医養成研修開催予定

7月	東京都
8月	国立長寿医療センター
10月	北海道（札幌）
12月	福岡市
平成19年 2月	国立長寿医療センター

[参考] 平成17年度 認知症サポート医養成研修受講状況

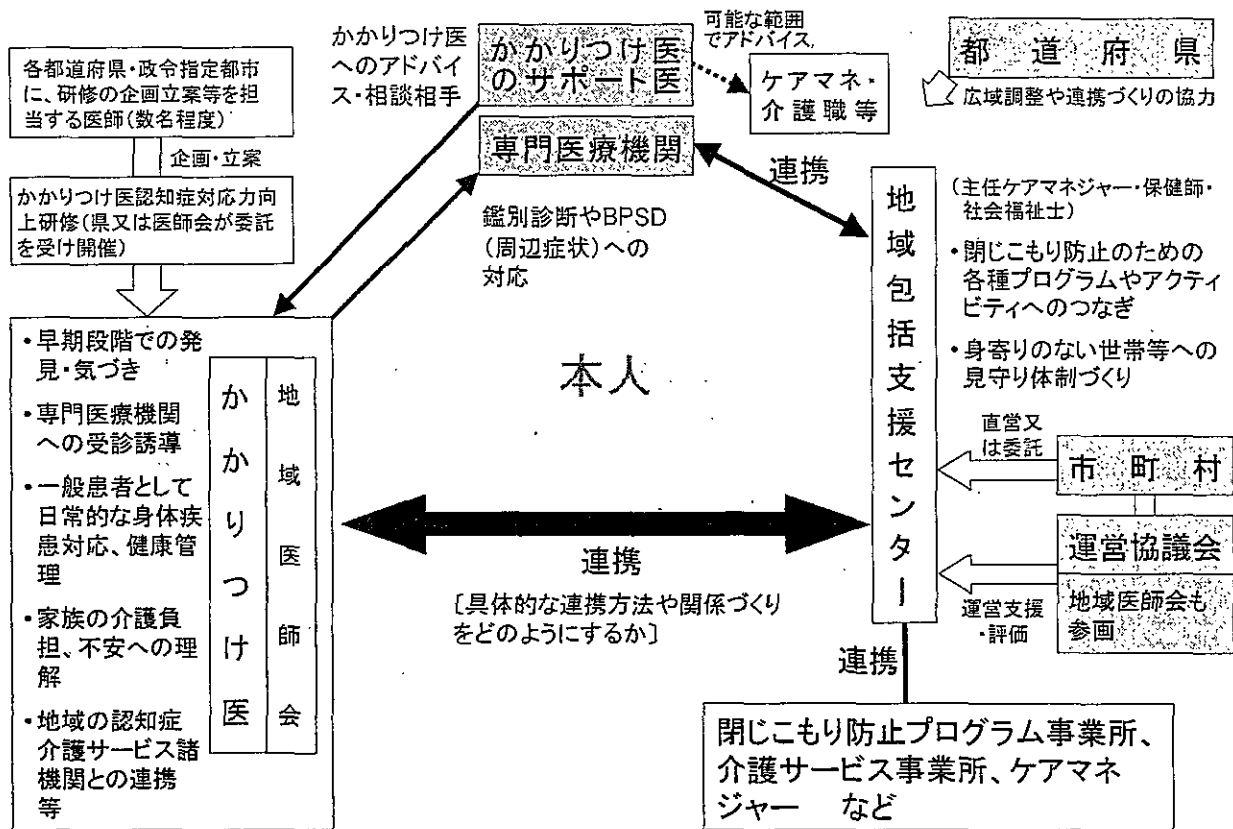
(単位：人)

北海道		石川県	1	岡山県		仙台市	2
青森県	3	福井県	1	広島県		さいたま市	1
岩手県	4	山梨県	2	山口県	3	千葉市	
宮城県	1	長野県		徳島県	2	横浜市	2
秋田県		岐阜県	2	香川県	3	川崎市	
山形県	3	静岡県	3	愛媛県	2	静岡市	
福島県		愛知県	2	高知県	1	名古屋市	2
茨城県		三重県		福岡県		京都市	
栃木県		滋賀県	1	佐賀県		大阪市	2
群馬県	5	京都府		長崎県	4	神戸市	1
埼玉県	2	大阪府	2	熊本県	3	広島市	
千葉県	4	兵庫県	2	大分県	2	北九州市	1
東京都	6	奈良県		宮崎県		福岡市	
神奈川県		和歌山県	2	鹿児島県	2	計	90
新潟県	1	鳥取県	3	沖縄県			
富山県	5	島根県	2	札幌市			

なお、各地域内における認知症サポート医養成研修及びかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者の情報については、各都道府県・指定都市から管内の市町村を通じ、各市町村内の地域包括支援センターに提供するなどの配慮をお願いする。

また、認知症サポート医の役割やかかりつけ医認知症対応力向上研修に関するパンフレットの作成・配布など、郡市医師会との連携の下、積極的な取組をお願いしたい。

# かかりつけ医が参画した早期からの認知症高齢者支援体制(案)



## 2) 認知症早期サービス等推進事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：70,150千円

(1自治体当たり補助額 1,148千円程度)

(国1/2、県市1/2)

### ア 認知症早期サービス推進事業

認知症に対する早期段階の対応として、各地域で認知症予防や地域における見守り等の取組が進められている。

本事業は、先駆的な取組を行っている自治体を実際に訪問するなどして情報収集等を行い、その情報をシンポジウムや研修会等を通じて、各市町村に伝達することにより、地域の実情に応じた認知症予防や地域における

見守り、支援体制の構築等の取組を全国的に推進することを目的とするものである。

なお、先駆的な取組を行っている自治体については、「市町村における認知症ケアの取り組み事例」（平成17年2月配布済み）等を参考にされたい。

〔事業イメージ〕

- 認知症地域サポート推進委員会（仮称）の設置
  - ・ 都道府県内の取組状況の把握
  - ・ 地域の実情に応じた取組の検討
  - ・ 地域における連携・実施体制の構築、などを行う。
- 訪問等による先進地域（県外含む）の取組情報の収集
- 市町村向けのシンポジウムや研修会の開催
- 取組推進に必要な人材育成のための研修 など

イ 地域密着型サービス検討委員等研修

平成18年4月より新設される「地域密着型サービス」については、市町村が厚生労働省令で定める範囲内において地域密着型サービスの基準等を定めることができるとされており、市町村が独自に基準を定める際には、被保険者その他の関係者の意見を反映させること、及び学識経験者などの意見を聞くこととされている。

本事業は、市町村の実情及び各サービスの特性に応じた基準の策定に資することを目的とし、基準策定にかかる検討会の委員等を対象として、地域密着型サービスに関する知識の習得や理解促進のため、事業所の訪問等を含めた研修を実施するものである。

〔研修内容のイメージ〕

- 市町村地域密着型サービス基準検討委員会の設置

- 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の説明
- 地域密着型サービス事業者からの実践報告
- 地域密着型サービス事業所の訪問 など

### 3) 認知症理解普及促進事業

実施主体：都道府県・指定都市

予算案額：208,809千円

(1自治体当たり補助額 3,426千円程度)

(国1/2、県市1/2)

#### ア 認知症高齢者をかかえる家族に対する支援事業

認知症の本人や家族に対し、認知症になった初期の段階から、同じような経験を持つ者が、交流集会や電話相談等の支援を行う体制を地域において構築することを目的とし、下記のような事業を想定している。

なお、本事業は、都道府県・指定都市において適切な事業を実施できると判断された関係団体等に委託することも可能である。

##### ① 交流集会（月1回程度）

認知症の知識や介護技術の面だけでなく精神面も含め、家族を支えることを目的とした交流集会を開催する。

##### ② 電話相談

定期的な電話相談、アドバイス等を行い家族を介護技術・精神面から支援。

##### ③ その他

その他、認知症高齢者等をかかえる家族の支援に資する事業。

#### イ 認知症地域支援ネットワーク推進事業

① 運営委員会の設置

運営委員会は、各都道府県・指定都市において、認知症の者の地域生活を支えるためのネットワークを構築・展開していくための具体的な検討を行う。

② ネットワークの広報・啓発活動

ネットワークの周知を図ることにより、徘徊等のケースについて、広域的に円滑な対応が図られるようにする。

③ 認知症知識普及講座の開催

認知症の者を地域で支えるためには、認知症の正しい理解が重要であることから、医師、認知症介護の専門職や介護経験者等を講師役とし、市町村との連携の下、認知症の正しい知識を普及するための講座を開催する。

なお、認知症を知る1年キャンペーンのうち「認知症サポーター養成講座」については、平成18年度も継続実施することとしているので、本事業を活用することも可能である。

4) 認知症介護実践者等養成事業

実施主体：都道府県・指定都市

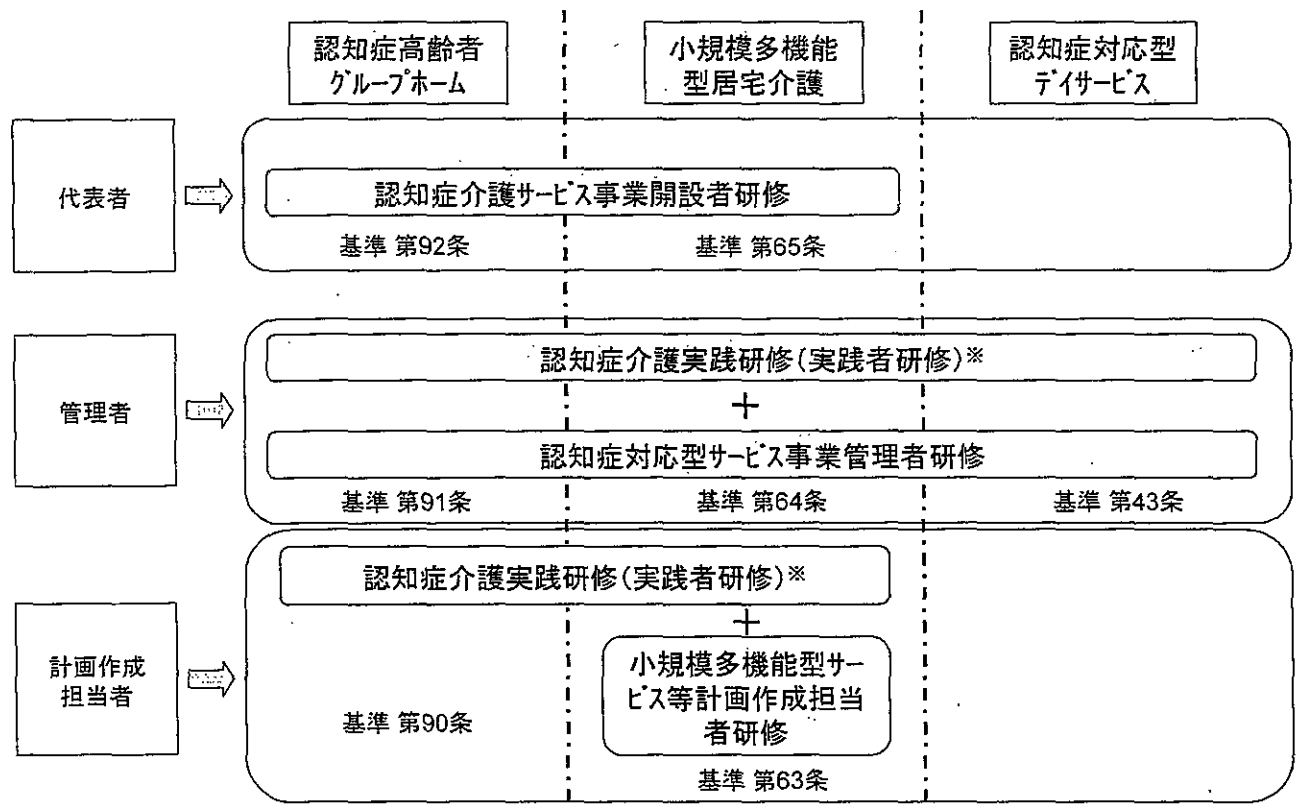
予算案額：691,226千円

(1自治体当たり補助額 11,328千円程度)

(国1/2、県市1/2)

本事業で実施する研修のうち、平成18年2月の全国介護保険担当課長ブロック会議においてお示した「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(案)」(360-442頁)において義務付けることとしている研修と、各地域密着型サービス事業との関係は次のとおりである。

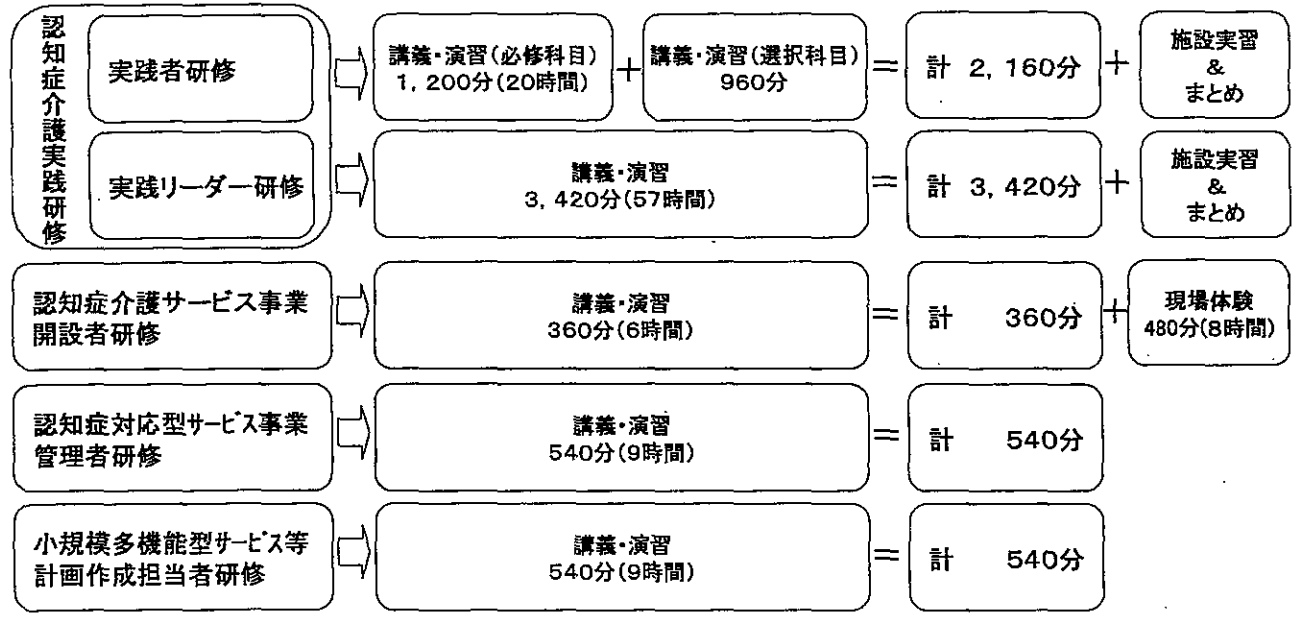
# 指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について



※ 研修受講の必須要件。

各研修については、平成18年度予算案に計上された事業名

## 各研修カリキュラム(時間数)について



※ 認知症介護実践研修、認知症介護指導者研修及びフォローアップ研修については、高齢者虐待に関する内容を盛り込むこと以外、時間数等のカリキュラム変更はない。



**指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について  
(経過措置(省令)・免除(解釈通知)について)**

〔新たに義務付けられる研修の経過措置〕

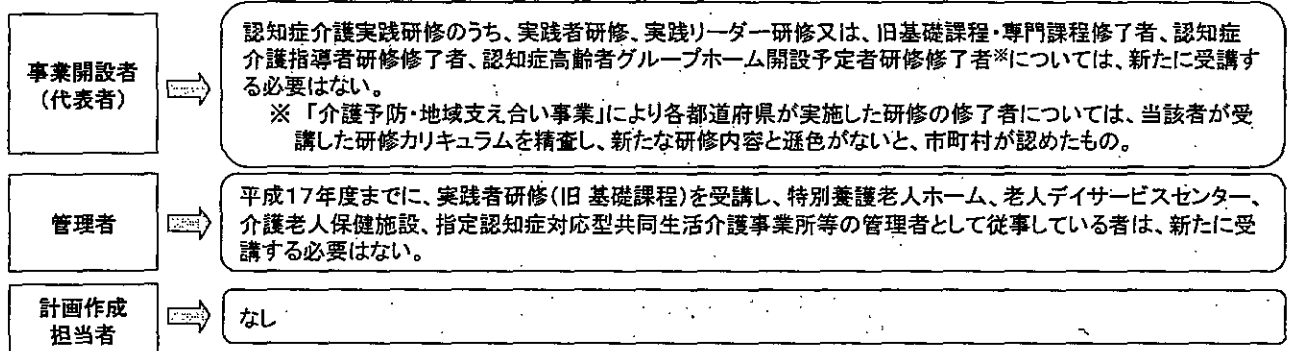
	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型共同生活介護	B・C	既に義務付け	既に義務付け
認知症対応型通所介護	/	A・C	/
小規模多機能型居宅介護	C	C	C (介護支援専門員)

※ 経過措置（上表中のアルファベット）

「A」…現に開設している事業所については、受講義務なし。

「B」…現に開設している事業所については、平成21年3月31日までに受講しなければならない。

「C」…平成18年度中に開設される事業所については、平成19年3月31日までに受講しなければならない。



各研修事業の実施に当たっての留意事項は次のとおりであるが、特に平成18年度については、平成18年4月1日以降、区市町村から指定を受けている地域密着型サービス事業所及びみなし事業所が、研修の受講により運営基準を満たす必要がある場合等について配慮が必要となるため、各研修の企画に当たっては、管内の区市町村に対し受講者数の調査を行うなどにより、研修の早期実施や、研修の実施回数の拡大等の配慮をお願いしたい。

- ① 認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）
- ② 認知症介護指導者養成研修及びフォローアップ研修

「認知症介護指導者等養成研修事業の円滑な実施について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知）のカリキュラムについて変更はないが、権利擁護をテーマとする講義内において、「高齢者虐待」に関する事項を盛り込むものとする。

なお、認知症介護指導者研修受講者の選定に当たっては、これまでの研修受講者名簿等を参考とし、大規模な施設からの推薦に偏ることなく、地域密着型サービス事業所から受講者を選定するなど、介護サービスの各分野に指導者が行き渡るよう、適切な配慮をお願いしたい。

### ③ 認知症対応型サービス事業管理者研修

認知症高齢者グループホームや新設される小規模多機能型サービス事業の管理者（管理者への就任予定者を含む。）を対象に、事業所を運営していく上で必要な知識・技術を修得させる。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

#### 「認知症対応型サービス事業管理者研修」カリキュラムについて

講義・演習 540分(9時間)		
プログラム	分数	目的
地域密着型サービス基準について	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。</li> <li>適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各指定基準を理解する。</li> </ul>
地域密着型サービスの取組みについて	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。</li> </ul>
介護従事者に対する労務管理について	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。</li> </ul>
適切なサービス提供のあり方について	330	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p>&lt;地域等との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の家族・地域・医療との連携</li> <li>運営推進会議の開催</li> </ul> <p>&lt;サービスの質の向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アセスメントとケアプランの基本的考え方</li> <li>ケース会議・職員ミーティング</li> <li>自己評価・外部評価の実施</li> <li>サービスの質の向上と人材育成</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント</li> <li>記録の重要性 など</li> </ul>

### ④ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型サービスにおける計画作成担当者に必要な専門的知識及び技術を修得させる。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

**「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」カリキュラムについて**

講義・演習 540分(9時間)

プログラム	分数	目的
1. 総論・小規模多機能ケアの視点	60	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。
2. ケアマネジメント論	60	・小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。
3. 地域生活支援	60	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。
4. チームケア (記録・カンファレンス・アセスメント・プラン)	60	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。
5. 居宅介護支援計画作成の実際	講義 60 演習 240	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画の作成について理解する。

⑤ 認知症介護サービス事業開設者研修

認知症介護サービス事業所を開設する者に対して、認知症介護に関する知識を修得させることにより、介護サービス事業所全体の質の向上を図る。

標準的なカリキュラム案は次のとおり。

## 「認知症介護サービス事業開設者研修」カリキュラムについて

講義・演習 360分(6時間)

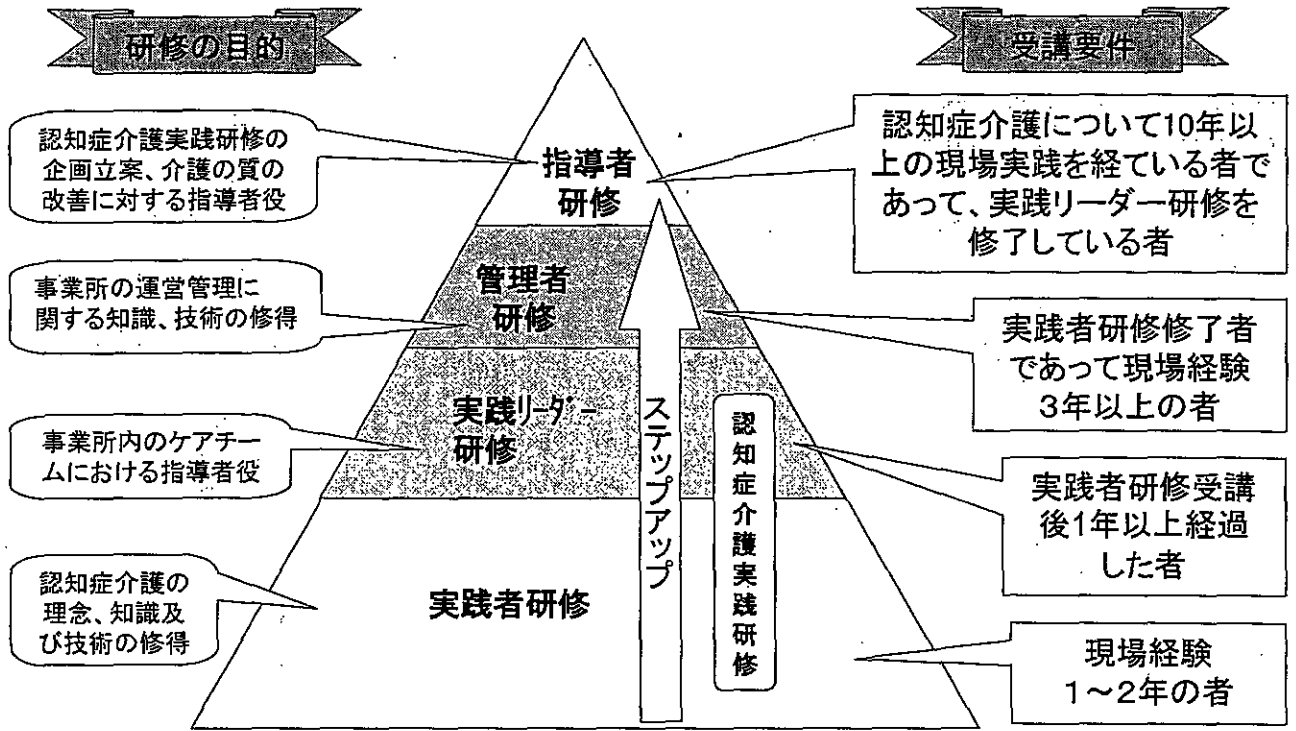
+

現場体験 480分(8時間)

プログラム	分数	目的
認知症高齢者の基本的理解	60	<p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。</li> <li>・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。</li> <li>・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。</li> </ul>
認知症高齢者ケアのあり方	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。</li> </ul>
家族の理解・高齢者との関係の理解	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。</li> </ul>
地域密着型サービスの取組みについて	150	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。</li> <li>・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。</li> </ul>
現場体験	480	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。</li> </ul>

なお、平成18年度の研修事業より、各研修の関係や受講要件については、下記のとおり整理を行う予定としている。

今後の認知症介護関係研修の関係性の整理(案)



5) 身体拘束廃止推進事業

実施主体：都道府県  
 予算案額：69,467千円  
 (1自治体当たり補助額 1,478千円程度)  
 (国1/2、県1/2)

○ 身体拘束廃止事例等報告検討会

身体拘束廃止の取組が更に充実するよう、各都道府県内において、身体拘束廃止に向けた取組事例等に関する報告検討の場を設置し、事例に関する情報提供・交換を行うことにより、取組の推進を図る。

〔報告検討会のイメージ〕

- 身体拘束をテーマとした教育講演
- 都道府県内の介護保険三施設等の持ち回りによる事例報告
- 設定したテーマに基づくシンポジウムの開催 など

(2) 「認知症を知る1年」キャンペーンについて

本年度は、「痴呆」から「認知症」へと用語を見直したことを契機とし、「認知症を知り地域を作る10カ年構想」の初年度として、「認知症を知る1年」キャンペーンを展開してきたところである。

本キャンペーンについては、平成18年度も継続して実施することとしており、下記の事業についても継続実施することとしているので、各都道府県・指定都市におかれては、特段のご配慮と積極的なご協力をお願いしたい。

また、「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」の養成研修については、小さな市町村単独では開催が困難である場合も想定されるため、市町村との連携の下、都道府県・指定都市が「キャラバンメイト養成研修」を主催するなど、積極的な取組をお願いしたい。

なお、市町村主導で行う「認知症サポーター養成講座」の開催については、以下に取り組み例を紹介するので、参考にされたい。

**認知症の人が安心して暮らせるまち・東京をつくるために**  
**～平成17年度区市町村職員対象キャラバン・メイト養成研修～**

1 実施目的

今後、区市町村において、様々な取組が期待される認知症高齢者の支援について、具体的な取組を進める際の核となる人材を養成することにより、区市町村における「キャラバン・メイト養成研修」及び「認知症サポーター養成講座」の円滑な実施を支援するとともに、区市町村の認知症への主体的な取組の実施を促進する。

2 実施主体

東京都（全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て実施）

3 研修目的

区市町村において認知症高齢者の支援に携わる職員が認知症についての理解を深めると共に、キャラバン・メイト養成及び認知症サポーター養成の事業の趣旨を踏まえ、これを積極的に展開するための方策を学ぶ。

4 研修カリキュラム

時間	内容
9:30～9:50	オリエンテーション
9:50～12:30	認知症の基礎知識 認知症の人への対応のしかた
13:30～15:00	自治体における事業展開について(グループワークを含む)
15:00～15:20	キャラバン・メイト養成研修、認知症サポーター養成講座に係る事務手続きについて
15:30～16:00	都における認知症支援の取組と区市町村への期待
16:00～17:00	認知症があっても安心して暮らせるまちづくりのために、今やるべきこと

5 受講対象者

以下に掲げる区市町村職員等が複数名で受講する。(各区市町村3名程度)

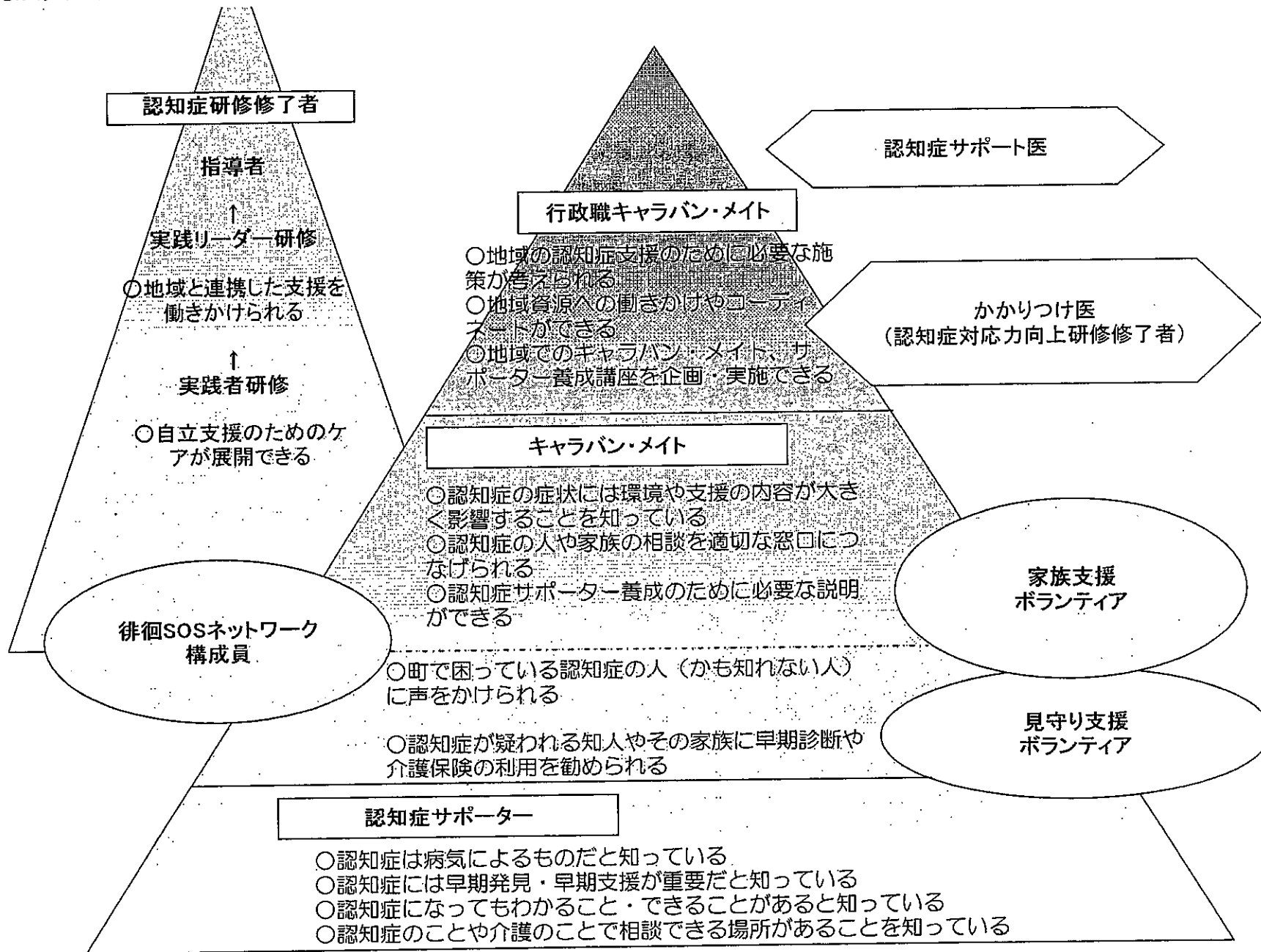
- (1) 高齢福祉主管課等の担当者
- (2) 保健師又は看護師等の医療系スタッフ
- (3) 在宅介護支援センター職員 等

6 キャラバン・メイトの登録等

受講修了者は本人の意思により、キャラバン・メイトとして登録する。

また、修了者は連携して、今後地域で展開するキャラバン・メイト養成研修及び認知症サポーター養成講座の事務局及び講師等の役割を担う。

地域の構成員と期待される行動（イメージ案）





## 認知症支援に関する区市町村への期待

- 必要な事業を体系的に実施すること

- ①普及・啓発

- ②早期発見・早期支援

- ③本人・家族支援

- ④ケア人材の育成・認知症ケアの取組支援

など

\* 地域に密着し、それぞれの地域特性、  
社会資源に即したアプローチが大切です。

1

## 都内のメリット・進んでいること(例)

- 多様な人材、民間団体が集積しており、人的資源が豊富
- 在宅サービス事業者が多数存在している
- 高齢者が歩ける範囲に商店や様々な地域資源があり、活動の選択肢が多い
- 「高齢者自立支援ネットワーク」が多くの区市町村で構築されている

- もととは「独居高齢者」の見守りが目的
- 認知症支援や虐待防止に活動の幅を広げられる可能性

2

## 都内のデメリット・遅れていること(例)

- 匿名性が高く、近隣関係が希薄
- ひとり暮らし、単独介護、昼間独居等が多い
- 徘徊高齢者SOSネットワークが未整備

•GPS等を使った位地探査システムは普及しているが、「検索→保護」のしくみが弱い

3

## 認知症サポーター養成の留意点

- 過度の期待をしない  
ボランティア養成講座ではありません。  
まずは、「正しい理解、偏見をなくす」ことから。
- 養成後の展開イメージを持つ  
サポーターが孤立しないよう、養成の方法を考える。その後の展開を準備することも大切。
- 意欲・能力のある人材を見つけ、育てる  
家族支援、見まもり・声かけ等のボランティア、キャラバンメイトなどにつながる仕組みの検討を。
- 他分野への働きかけを考える  
生涯教育、小中学校、コンビニ、商店街など、様々な分野での理解促進を進める方策の検討を。

4

## 大分県 認知症100万人キャラバンについてイメージ(案)

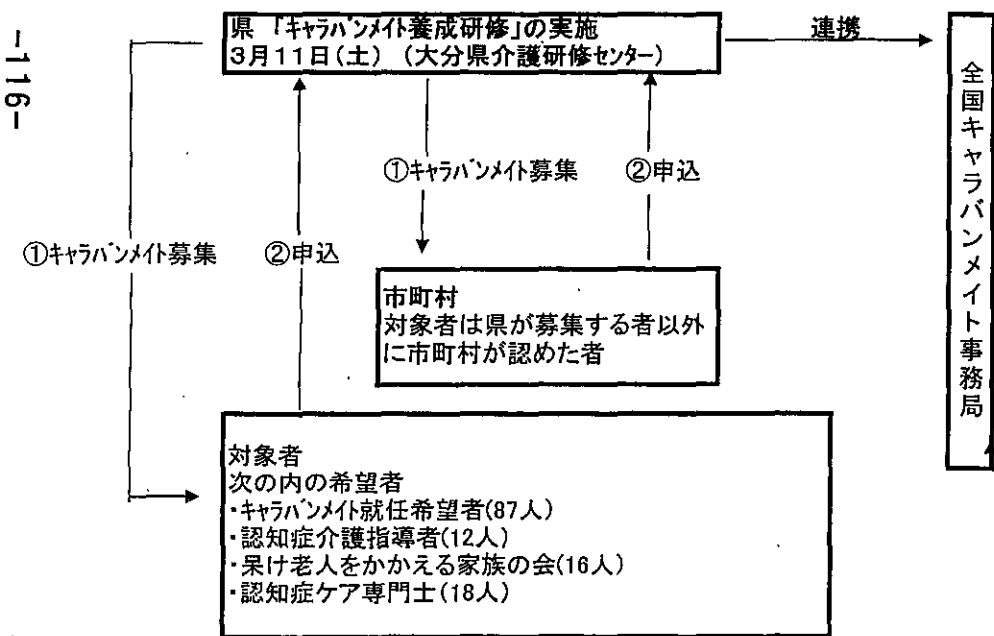
### (1) 県の役割

- ① サポーター養成講座(県版)の企画・実施
- ② 各市町村のサポーター養成講座(地域版)の実施状況を把握し、推進する。
  - ・広域的団体等への理解を求める(警察、消防、郵便局、老人クラブ、民生委員、銀行他)
  - ・担当者会議等を開催し、情報交換、事例報告等行う。

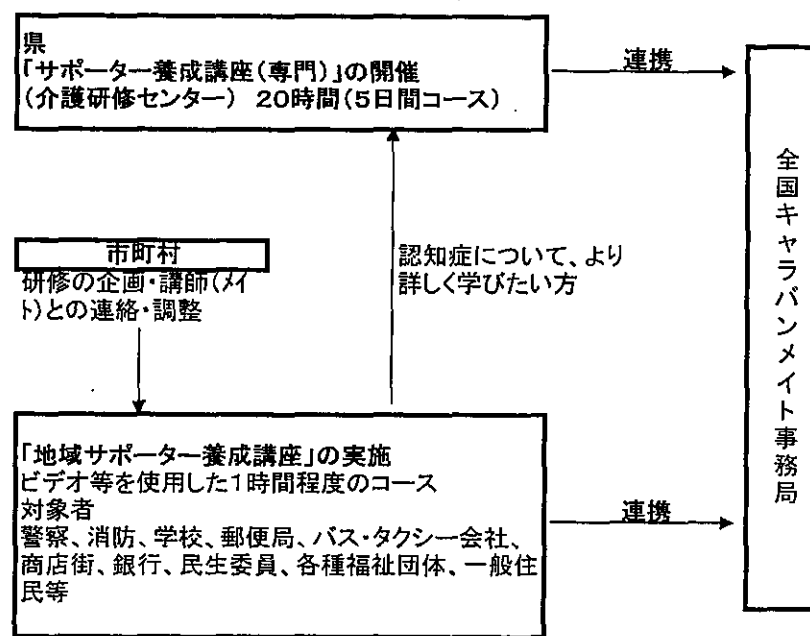
### (2) 市町村の役割

- ・サポーター養成講座(地域版)の企画・実施を通して、認知症になっても安心して暮らせる町づくりの実現

### キャラバン・メイト養成研修の流れ(H17)



### サポーター養成講座の流れ(H18～)



## 宮城県認知症サポーター100万人キャラバン事業実施要領

### (目的)

- 1 この要領は、全国的に展開される「認知症を知り地域をつくる10カ年の認知症を知る1年キャンペーン」の一環として「認知症サポーター100万人キャラバン事業」を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (事業の趣旨)

- 2 この事業は、認知症介護に携わる介護保険施設・事業所の介護従事者等の認知症に関する基礎的知識を有している者が、住民講座の講師(認知症キャラバン・メイト。以下「キャラバン・メイト」という。)となり、主体的に地域住民等に認知症についての正しい知識を啓発・普及し、認知症の方々の良き理解者となる住民(認知症サポーター)を育てることにより、認知症の方々を地域で支える仕組みができ、認知症になっても安心して暮らせる町の実現を目指すものである。

### (実施主体)

- 3 事業の実施主体は、以下の団体で構成する宮城県認知症サポーター100万人キャラバンネットワーク(以下「キャラバンネットワーク」という。)とする。
  - (1) 宮城県
  - (2) 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。)
  - (3) 財団法人宮城県老人クラブ連合会(以下、「県老連」という。)
  - (4) その他この事業の趣旨に賛同する市町村及び介護保険事業所等

### (事業内容)

- 4 主な事業は、次のとおりとする。
  - (1) 認知症キャラバン・メイト養成研修
    - イ この研修は、地域住民に認知症の正しい理解を普及・啓発するために、地域の集まりなどで認知症に関する住民講座(認知症サポーター養成講座)を開催し、地域での認知症の方々の良き理解者となる認知症サポーターを養成するための講師(キャラバン・メイト)を養成することを目的とする。
    - ロ 養成研修の事務局は県が担い、県は、全国で組織するキャラバン・メイト等で構成する当事者組織キャラバン・メイト連絡協議会(NPO法人地域ケアネットワークが事務局)との共催で開催する。
    - ハ 研修の対象者は、次のとおりとする。
      - (イ) 認知症介護指導者養成研修修了者
      - (ロ) 認知症介護実務者研修専門課程又は認知症介護実践研修修了者
      - (ハ) 介護相談員
      - (ニ) 呆け老人をかかえる家族の会会員

(ホ) その他、認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると認められる者

ニ 開催内容等については、認知症キャラバン・メイト養成研修開催案内(別紙1)のとおりとする。

ホ キャラバン・メイト養成研修を受講した者は、全国のキャラバン・メイト連絡協議会に登録され、地域での認知症サポーター養成講座の講師を年数回務める(原則としてボランティア)。

## (2) 認知症サポーター養成講座

イ この講座は、地域住民が認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人や家族の良き理解者となる認知症サポーターを養成することを目的とする。

ロ 講座の対象者は、地域住民、職域、学校、広域の団体・企業等の従事者などとする。

ハ 講座の事務局は、次のとおりとする。

(イ) 県老連は、市町村等と連携しながら講座の企画や講座開催の普及促進をする。

(ロ) 県社協は、キャラバン・メイトの名簿を管理し、サポーター養成講座の講師を調整し派遣する。

ニ 講座の内容は、認知症サポーター養成講座基本カリキュラム(別紙2)を参考に、キャラバン・メイトが対象者に合わせ組み立てる。

キャラバン・メイト連絡協議会作成の教材「認知症の基礎知識」を用い、1時間から2時間程度の講座とする。

ホ 開催回数は、各市町村で年1回以上とする。

ヘ 講座を開催しようとする者は、県社協に申し込みするとともに、キャラバン・メイトの交通費等の実費程度の2,000円のほか開催に係る経費を負担する。

## (3) 活動報告会の開催

イ 活動報告会は、認知症サポーターの活動意欲の継続と活動の推進を目的とする。

ロ 報告会の事務局は、県老連が担い、県及び県社協の協力を得て年1回程度開催する。

## (4) その他

キャラバンネットワークの構成団体は、この事業に積極的に参加し、その推進を図るものとする。

## 附 則

この要領は、平成17年10月3日から施行する。

宮城県認知症サポーター養成講座の開催の流れ

実施主体	宮城県老人クラブ連合会(以下、県老連) 宮城県社会福祉協議会(以下、県社協)	市町村	町内会や子供会などの住民組織、ボランティア団体など	キャラバン・メイト (独立型)
計画	サポーター養成講座の計画・調整(対象・会場・日時・参加人数)			
申し込み	宮城県社会福祉協議会(以下、県社協)に申し込む		最寄りの市町村(高齢福祉担当課、在宅介護支援センター)に申し込む。	
メイト調整	県社協がキャラバン・メイトを調整	市町村がキャラバン・メイトを調整 (別紙名簿)		
教材等の準備	①計画票(様式d)を作成し、全国キャラバン・メイト連絡協議会へ提出			①計画票(様式C-1とC-2)を作成し、全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県社協へ提出
	②教材類、オレンジリングの手配 標準教材は有料で、1部100円+送料別。購入の場合は「①計画票」に「別記様式」を添付し申し込む。オレンジリングは平成17年度のみ無料。(※ 標準教材を参考に独自の資料作成も可能です。)			
講座の実施	養成講座の開催 開催主催者及びキャラバン・メイトが、参加者にサポーター養成講座の目的を説明 オレンジリング、標準教材を配布 当日の参加者状況等を講座実績報告書(様式D)に記入。 主催者が、キャラバン・メイトに2,000円支払う。			
実績報告	講座実績報告書(様式D)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会に提出する。	講座実績報告書(様式D)と他団体から送付された実績報告書(※1)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県老連に提出する。	講座実績報告書(様式D)を一週間以内に市町村に提出する。 (※1)	講座実績報告書(様式D)を開催月毎に全国キャラバン・メイト連絡協議会及び県社協に提出する。
まとめ	県社協は、県老連と連携し県内の講座開催状況及びサポーター数等のまとめを行う。			

【注意事項】

キャラバン・メイトが講座を開催しようとするときは、最寄りの市町村役場の高齢福祉担当課又は在宅介護支援センター等職員と連携しながら開催することが望ましい。(各市町村全域の認知症高齢者の理解を向上させるため)  
また、サポーター養成講座は、地域のサポーターを養成することを目的としていることから、認知症ケアの専門家のための開催等は含まない。

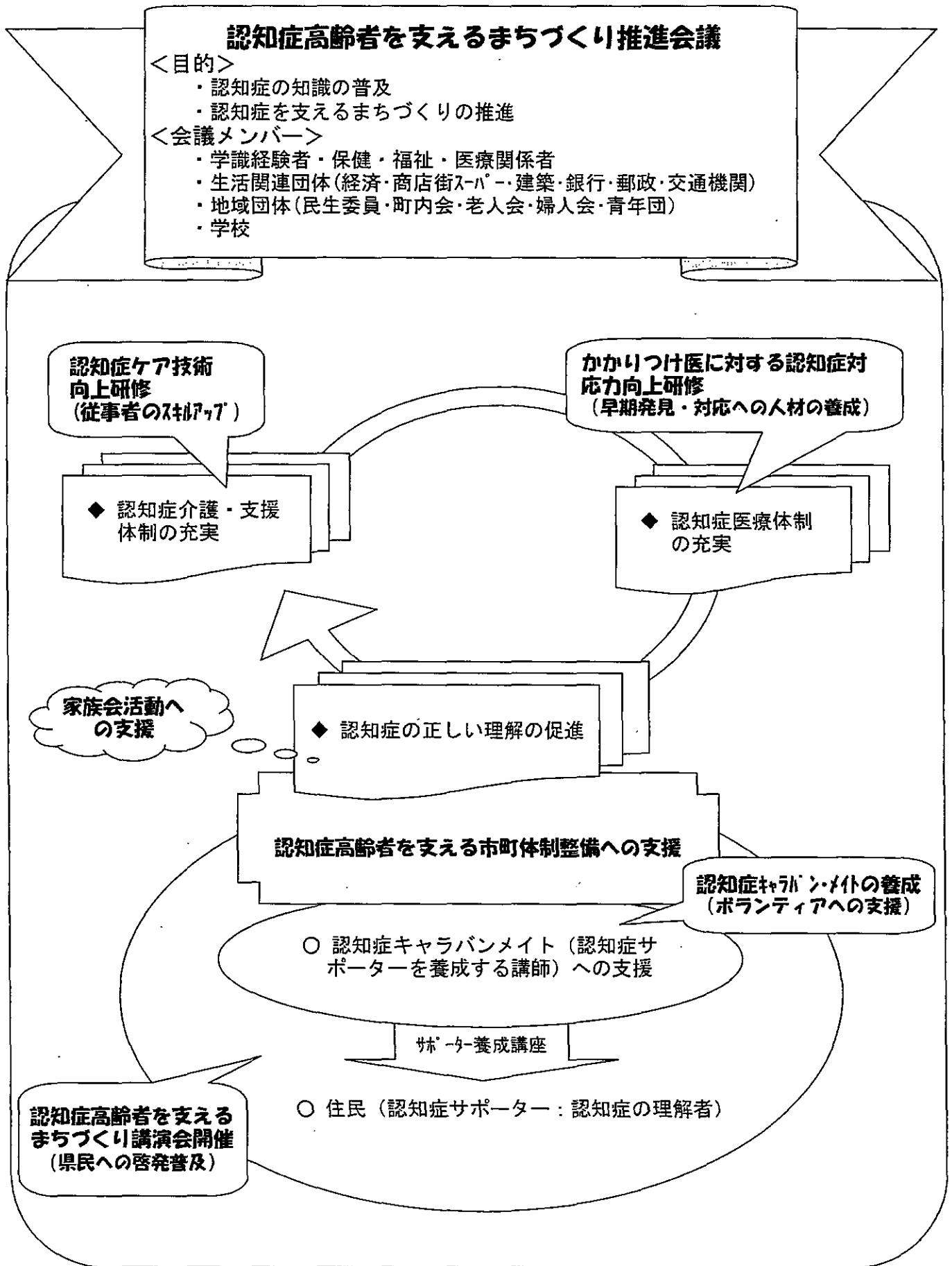
【参考】

①全国キャラバン・メイト連絡協議会—FAX:03-3266-1670, E-mail:caravanmate@orange.email.ne.jp

②宮城県社会福祉協議会—TEL:022-263-0949, FAX:022-268-5139

③宮城県老人クラブ連合会—TEL:022-223-1156, FAX:022-223-1161, E-mail:miyaroren@pop02.odn.ne.jp

# 石川県認知症高齢者支援促進事業の概要



# あったかふれあいタウンネットワークづくり支援事業

東近江地域振興局

## 2005年厚労省提唱「認知症を知り 地域をつくる10カ年」キャンペーン

2005年の位置づけ  
「認知症を知る1年」

認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役「キャラバン・メイト」を養成する

5年間に全国で100万人のサポーターを養成する

2005年(H17年度)  
東近江圏域の参加

市町事業

第一弾

メイト養成(一部国庫)

2006年  
(H18年度)

<側面的支援>

第二弾

- サポーター養成
- サポーターを活用したまちづくり

- ①メイトのスキルアップ研修
- ②まちづくりリーダーの養成

3年目途

-121-

### 認知症キャラバン・メイト 経験交流・スキルアップ研修会

【趣旨】認知症を地域で支えるネットワークづくりの核となるべき「認知症キャラバン・メイト」の育成支援を市町と協働して行う

市町で養成した「認知症キャラバン・メイト」50人対象

- 【第1回目】基礎知識研修
- 【第2回目】経験交流研修
- 【第3回目】体験学習研修

#### 経費の分担

県	市町
● 講師報償費	● 需用費
● 講師旅費	● 役務費
	● 使用料

### 認知症に優しいまちづくり リーダー養成研修会

【趣旨】市町が養成し推薦した「認知症サポーター」に対して、認知症に優しいまちづくりリーダーとしての養成研修を市町と協働して行う。

市町より推薦を受けた「認知症サポーター」50人対象

- 【第1回目】認知症基礎研修
- 【第2回目】まちづくり研修

#### 経費の分担

県	市町
● 講師報償費	● 需用費
● 講師旅費	● 役務費
	● 使用料

### 第二弾として取り組む意義

- ①平成13年度から他圏域に先駆けた活動実績があり、平成17年度には、第一弾として、国庫を取り込み、キャラバン・メイト養成(50人)を完了するなど認知症対策の環境が整い、熟度が高い。
- ②第二弾として、より効果的な展開を目指し、専門的・広域的な観点からのスキルアップを図る。

### 研修会は市町との協働で実施

- ①広域的な交流推進、疾患対策等の専門性の確保や資源の共有化等の調整を図るため、必要事業を行う。
- ②事業成果の確認や管内での技術水準を一定に確保するため、補助金方式ではなく、国と同様、講師関連経費は直接執行としたい。



## ■ 市町が実施すべきこと

- ①「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、具体的な取り組み目標の明確化
- ②今できていることと出来ていないことを明らかにする（現状分析と課題）
- ③認知症キャラバン・メイトやサポーターの位置づけとまちづくり  
キャラバン・メイトやサポーターの位置づけと役割を明確化し、市町独自の特性を生かしたしくみをつくる。  
(メイトやサポーターを生かすも殺すも市町次第!!)
- ④活動のシステムを定着させる。
  - ・市町におけるシステムが定着した後は、NPO法人などへの委託をも検討し、地域に根付いた組織や機構を構築するための働きかけをしていく。
  - ・市町の関係機関（医療、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）との連携システムの構築に向けて働きかけていく。
- ⑤活動展開のためのサポートを行う（当初は特に）
  - メイト：市町の身近な施設や事業所において現場経験が出来る機会の提供  
講座実施の準備、運営の支援
  - サポーター：定期的なフォローアップ、啓発
- ⑥キャラバン・メイトやサポーターの居住地域や、職域の種類などの分布を市町全体的に捉えて、全市町的な活動が出来るよう調整する
  - ・メイトが属する地域の関係団体や機関など、身近なところで認知症啓発活動のきっかけを提案してもらう。
- ⑦キャラバン・メイトやサポーターの組織化により活動の継続と拡大をはかる
  - ・活動を報告しあえる集会や学習の機会を設定
  - ・互いが情報交換できる組織化への支援
  - ・通信などの定期的な発行やホームページの開設など

## ■ 広域で実施すべきこと

別紙 「あったかふれあいタウンネットワークづくり支援事業」として市町の後方支援を行う。

広域で取り組む意義と内容；

- ①広域的なキャラバン・メイトやサポーターの交流推進を行うことにより、活動の充実につなげる。
  - ・講座展開の工夫  
(教材、会場設営、事前準備、受講対象に合わせた配慮、具体的プログラム、講座展開後の事後フォローなど)
- ②専門性の高い研修会や、活動展開の方法などの研鑽の機会を確保することにより、スキルアップとモチベーションの維持をはかる。
- ③圏域資源（病院、医師会、警察、消防署など）を含む地域ネットワークを構築するための検討や調整。
- ④事業成果の確認。  
広域的課題や課題解決のための方法の検討。
- ⑤市町のニーズに応じて第2回キャラバン・メイト養成研修を開催する。

(3) 「センター方式」の普及について

「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式（以下「センター方式」という。）」については、認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）を中心として、その普及に努めてきたところであり、平成17年度より全国介護支援専門員連絡協議会と協力し、各都道府県においてセンター方式活用のための研修の開催や、その研修の指導者（講師役や活用助言役）となるセンター方式推進員の養成を行ってきたところである。

下記に、研修受講者の状況について示しているのので、介護支援専門員の研修や認知症介護の研修の開催に当たっては、センター方式の普及並びに当該研修修了者の活用等について、ご配慮・ご協力をお願いしたい。

なお、平成18年度の研修開催予定は、次のとおりである。

「センター方式活用推進員研修」：5月、8月、11月、2月

（会場は調整中）

「同フォローアップ研修」：7月、10月、1月（会場は調整中）

詳しくは、いつどこネット（<http://www.itsu-doko.net/>）参照

**センター方式活用推進員研修受講者(都道府県別)**

北海道・東北		関東		中部		関西		中国・四国		九州・沖縄				
北海道	6 1	7 茨城県	4 1	5 新潟県	2 2	4 三重県	26 0	26 鳥取県	0 0	0 福岡県	7 6	13		
青森県	8 1	9 栃木県	6 2	8 富山県	8 3	11 滋賀県	8 3	11 島根県	2 2	4 佐賀県	6 3	9		
岩手県	0 2	2 群馬県	3 1	4 石川県	3 3	6 京都府	7 2	9 岡山県	0 0	0 長崎県	0 6	6		
宮城県	3 4	7 埼玉県	6 1	7 福井県	2 2	4 大阪府	9 2	11 広島県	4 3	7 熊本県	16 3	19		
秋田県	0 2	2 千葉県	2 1	3 山梨県	2 0	2 兵庫県	15 9	24 山口県	7 2	9 大分県	8 2	10		
山形県	0 2	2 東京都	16 1	17 長野県	4 6	10 奈良県	0 0	0 徳島県	0 1	1 宮崎県	0 5	5		
福島県	9 1	10 神奈川県	23 4	27 岐阜県	0 3	3 和歌山県	7 9	16 香川県	4 2	6 鹿児島県	10 1	11		
				静岡県	34 3					愛媛県	4 0	4 沖縄県	4 0	4
				愛知県	0 7					高知県	4 1			5

【表の見方】		
都道府県名	ケアマネリー ダ一等	合計
	認知症介護 指導者数	

（東京センター提供資料）